



茨城県報

第 629 号

令和 7 年 (2025 年) 7 月 14 日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

●知事指定薬物の指定の失効 (薬務課) 1

●道路の区域の変更 (道路維持課) 1

(教 育 委 員 会)

●指定公金事務取扱者の委託 2

公 告

●開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課) 2

告 示

茨城県告示第696号

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例 (平成27年茨城県条例第53号。以下「条例」という。) 第11条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 14 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 知事指定薬物の名称

- 1 - (ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) - 2 - (シクロヘキシルアミノ) プロパン-1-オン及びその塩類
- 2 - { 2 - [(4-エトキシフェニル) メチル] - 5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル } - N-エチルエタン-1-アミン及びその塩類
- (8R) - 6-アリル-N, N-ジエチル-1- (チオフェン-2-カルボニル) - 9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類

2 失効の理由

条例第2条第5号に規定する薬物に指定されたため

3 指定の失効年月日

令和 7 年 7 月 13 日

茨城県告示第697号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 7 年 7 月 14 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 14 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 常陸那珂港山方線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員		延 長	摘 要
		メートル		メートル	
那珂市額田南郷字後原1115番 2 から 那珂市額田南郷字富士山道北1391番 9 まで	旧 (A)	最大 最小	12. 0 6. 5	790	
那珂市額田南郷字後原1115番 2 から 那珂市額田南郷字富士山道北1391番 9 まで	(A)	最大 最小	12. 0 6. 5	790	バイパス新設
那珂市額田南郷字富士山下3548番から 那珂市額田南郷字富士山道北1391番 9 まで	新 (B)	最大 最小	101. 1 29. 0	451	

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会告示第 7 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 7 月 14 日

茨城県教育委員会教育長 柳 橋 常 喜

- 1 指定公金事務取扱者の名称
大子町畜産農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者の主たる事務所の所在地
茨城県久慈郡大子町北田気388
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等の内容
茨城県立大子清流高等学校における実習生産物の物品売払代金の徴収事務
- 4 指定公金事務取扱者としての委託期間
令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 5 指定公金事務取扱者を指定した日
令和 7 年 5 月 1 日

公 告

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 14 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡大洗町大貫町字化蘇沼3184番 1

- 2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡大洗町大貫町607番地の 1 田山住宅 8 号

長谷川 馨



- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字荒川本郷字戸隠1320番 9、同番10

- 2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町うずら野四丁目 5 番地21 ワシントンMC205号

酒 井 隆 宏、酒 井 由美子

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）
（休日の場合は繰下発行）

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1（代）